

広島中央警察署 交通だより ～自転車ルール編④～

★自転車の指導取締りについて



自転車の交通違反に対しては基本的に「**指導警告**」を実施

年齢制限
なし

交通事故の原因となるような「**悪質・危険な違反**」は青切符の対象

16歳以上

●「青切符」の対象となる「悪質・危険な違反」とは？

携帯電話
使用等
(ながら
スマホ)



遮断踏切
立入り



自転車制動
装置不良
(ブレーキが
ない等)



違反により、歩行者が立ち止まったり、他の車両が急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こした時



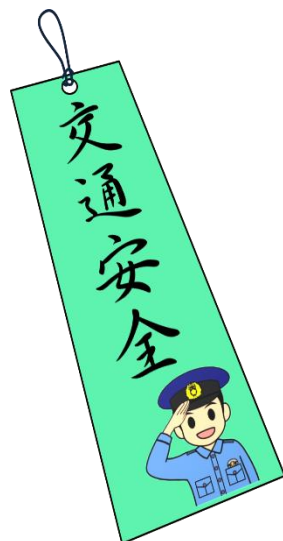
違反を同時に2つ以上した時

【例】二人乗りしながら信号無視
傘を差しながら一時不停止



再三の指導警告に従わず違反行為を行い、継続したもの

【例】指導警告を受けたにもかかわらず、右側通行を継続したとき



●「赤切符(刑事手続)」となる場合とは？

14歳以上

反則金を納付しない
場合



飲酒運転



違反により実際に
交通事故を発生さ
せたときなど



自転車は「車両」です。
交通ルールを守って運転しましょう。